

公立大学法人青森公立大学定款

第3章 審議機関

第1節 経営審議会

(設置及び構成)

第19条 法人に、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会を置く。

2 経営審議会は、次に掲げる者（以下この節において「委員」という。）により構成する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 理事
- (4) 理事長が指名する職員
- (5) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、理事長が任命する者

3 前項第5号に掲げる委員の数は、2人とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、第2項第1号から第3号までに掲げる委員の任期は、当該職の任期とする。

5 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(招集及び議事)

第20条 経営審議会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号から第5号までに掲げる委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して会議の招集の請求があったときは、経営審議会を招集しなければならない。

3 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

4 議長は、経営審議会を主宰する。

5 経営審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開催することができない。

6 経営審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第21条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (6) 職員の人事及び評価の方針に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (7) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (8) その他法人の経営に関する重要事項

(学長の任命等)

- 第11条 大学の学長(以下「学長」という。)は、理事長と別に任命するものとする。
- 2 学長を選考するため、法人に学長選考会議(以下「選考会議」という。)を置く。
- 3 学長は、選考会議の選考に基づき、理事長が任命する。
- 4 前項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとする。
- 5 選考会議は、委員6人で組織し、選考会議の委員(以下この条において「委員」という。)は、次の各号に掲げる者各3人により構成する。
 - (1) 第19条第2項第2号から第5号までに掲げる者の中から同条第1項に規定する経営審議会において選出された者
 - (2) 第22条第2項第2号から第5号までに掲げる者の中から同条第1項に規定する教育研究審議会において選出された者
- 6 委員には、第19条第2項第5号に掲げる経営審議会の委員が含まれるようにしなければならない。
- 7 選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 8 議長は、選考会議を主宰する。
- 9 第5項から前項までの規定に定めるもののほか、選考会議の議事の手続その他選考会議に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

公立大学法人青森公立大学経営審議会規程

平成21年4月1日
規程第9号

改正 平成27年 3月規程第 2号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人青森公立大学定款（以下「定款」という。）第19条に規定する経営審議会（以下「経営審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 経営審議会は、定款第20条第1項及び第2項の規定に基づき、理事長が招集する。

(職務代理)

第3条 定款第20条第3項に規定する議長に事故があるときは、副理事長がその職務を代理する。

(委員以外の者の出席)

第4条 経営審議会が必要と認めるときは、委員以外の者を経営審議会に出席させ、意見を述べさせることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

(議事録)

第5条 議長は、議事録を作成しなければならない。

(事務)

第6条 経営審議会の事務は、事務局総務企画グループにおいて処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、経営審議会の運営に関し必要な事項は、経営審議会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第2号）

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

公立大学法人青森公立大学経営審議会運営要綱

平成21年7月31日制定

改正 平成27年 3月30日

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人青森公立大学経営審議会規程（平成21年規程第9号。以下「規程」という。）第7条の規定に基づき、経営審議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 経営審議会の会議は、非公開とする。

2 定款第20条第6項の場合においては、同条第3項に規定する議長（以下「議長」という。）は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(表決の委任)

第3条 やむを得ない事情により経営審議会に出席できない委員は、議長を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における定款第20条第5項の規定の適用については、当該議長を代理人とした委員は、出席者とみなす。

(議事録等)

第4条 規程第5条に規定する議事録及び経営審議会の会議資料は、公開とする。ただし、公立大学法人青森公立大学情報公開規程（平成21年規程第28号）に定める不開示情報及び経営審議会が不開示とすることが妥当であると決したときは、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成21年8月1日から実施する。

附 則（平成27年3月30日）

(実施期日)

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。